

## 感染対策指針

社会福祉法人親心会は、管理運営する施設における利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染症を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るためにこの指針を定める。

### 1. 基本的な考え方（目的）

感染症予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染症予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（B C P）などのマニュアル・運営規程及び社会的規範を遵守するとともに、戸河内あすなろ園及びグループホーム大銀杏等法人が管理運営する施設において感染症対策の取組みを行う。

### 2. 対策を実施する主な感染症等

- (1) インフルエンザウィルス
- (2) 新型コロナウィルス
- (3) 胃腸炎ウィルス（ノロウィルス・ロタウィルス）
- (4) 食中毒（黄色ブドウ球菌・O 1 5 7 等）
- (5) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（M R S A）
- (6) 国内でパンデミックが発生・確認された新型ウィルス
- (7) その他の感染症

### 3. 方針を達成するための取組み

- (1) 感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その他の会議や申し送り等にて感染症対策について検討し、感染症が発生しない、また発生しても施設内にまん延しない対策を全部署・全職員が協力して実施する。
- (2) 国内や県内、地域の感染症状況をニュースやホームページ等でよく把握とともに、協力医療機関等からの情報をもとに、まずは職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。また、感染症対策マニュアルに則り、平常時・感染発生初期・感染まん延の段階に応じて予防対策を実施して、入所者・利用者へ感染させないように努める。
- (3) 職員に感染症の症状が認められた際は、速やかに施設長へ報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止又は退勤する。また、利用者に感染症の疑いがある場合は、感染症対策マニュアルに則り対応を行い、他の入所者・利用者に感染がまん延しないように努める。
- (4) 指針で記載されている事項や委員会で決定した内容は、速やかに全職員へ周知する。また、感染症発生やまん延の状況について委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を速やかに各部署や担当者に伝達して実施させる。

#### 4. 日常の支援にかかる感染管理（平常時の対策）

- (1) 委員会を開催・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- (2) 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に従事者が感染源となることを予防し、利用者及び従事者を感染症の危険から守ることを目的とした「感染対策マニュアル」を整備する。また、「日常支援にかかる感染症対策」として、以下の項目を定める。
  - ①職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の研修を定期的に実施する。
  - ②平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、役職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的に実施する。
  - ③委員会を中心に感染症に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「更新」を行う。
- (3) 平常時の具体的な健康管理を次のとおり行う。
  - ①利用者の健康管理
    - ・施設長、管理者、生活介護G L及び看護師を中心に、利用者の健康を管理するためには必要な対策を講じる。
    - ・利用開始以前の既往歴について把握する。
    - ・利用者の日常を観察し、体調の把握に努める。
    - ・利用者の体調、様子などを共有する方法を構築する。
    - ・利用者に対し、感染対策の方法を教育、指導する。
    - ・利用者の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する。
  - ②職員の健康管理
    - ・施設長、管理者及び看護師を中心に、職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。
    - ・入職時の感染症の既往やワクチン接種状況を把握する。
    - ・定期健診の必要性を説明し、受診状況を把握する。
    - ・職員の体調把握に努める。
    - ・体調不良時の申請方法を周知し、申請しやすい環境を整える。
    - ・職員へ感染対策の方法を教育、指導する。
    - ・職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する。
    - ・ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨する。
    - ・業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する。
- (4) 施設長、管理者及び看護師を中心に、標準的な感染予防策の実施に必要な対策を講じる。
  - ①職員の感染予防策
    - ・手指衛生の実施状況（方法、タイミングなど）を評価し、適切な方法を教育、指導する。
    - ・個人防護具の使用状況（着用しているケアと着用状況、着脱方法など）を評

価し、適切な方法を教育、指導する。

- ・食事支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する。
- ・排泄支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する。
- ・医療処置時の対応を確認し、適切な方法を指導する。
- ・上記以外の支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する。

### ②利用者の感染予防策

- ・食事前、排泄後の手洗い状況を把握する。
- ・手指を清潔に保つために必要な支援について検討し、実施する。
- ・共有物品の使用状況を把握し、清潔に管理する。

### ③その他

- ・十分な必要物品を確保（備蓄）し、管理する。

## （5）衛生管理

施設長、管理者、生活介護G.L、看護師及び栄養士を中心に、衛生管理に必要な対策を講じる。

### ①環境整備

- ・整理整頓、清掃を計画的に実施し、実施状況を評価する。
- ・換気の状況（方法や時間）を把握し、評価する。
- ・トイレの清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を評価する。
- ・汚物処理所の清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を評価する。
- ・効果的な環境整備について、教育、指導する。

### ②食品衛生

- ・食品の入手、保管状況を確認し、評価する。
- ・調理工程の衛生状況を確認し、評価する。
- ・環境調査の結果を確認する。
- ・調理職員の衛生状況を確認する。
- ・課題を検討し、対策を講じる。
- ・衛生的に調理できるよう、教育、指導する。

### ③血液・体液・排泄物等の処理

- ・標準予防策について指導する。
- ・ケアごとの標準予防策を策定し、周知する。
- ・処理方法、処理状況を確認する。
- ・適切な血液・体液・排泄物等の処理方法について、教育、指導する。

## 5. 発生時の対応

### （1）発生状況の把握

施設長又は管理者を中心に、感染症発生時の状況を把握するための必要な対策を講じるものとし、感染者及び感染疑い者の状況を調査、把握し、法人全体で情報を共有する。

### （2）感染拡大の防止

施設長又は管理者を中心に、感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

看護師は、感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、周知、指導するものと

し、生活支援員は、感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する。また、感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼するとともに、以下のような感染対策を実施する。

- ①感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する。
- ②ウィルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する。
- ③職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す。

## 6. 感染症予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等

(1) 日常の業務に関して感染事例又は感染のおそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（B C P）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

(2) 感染事例等が発生後は「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

- ①生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
- ②消毒
- ③ケアの実施内容・実施方法の確認
- ④濃厚接触者への対応

(3) 感染事例等が発生後は、必要に応じて関係者で協議を行い、感染症対策業務継続計画（B C P）等に則り、以下の協力医療機関や保健所、行政関係機関との連携のために速やかに報告を行う。

①協力医療機関：安芸太田町戸河内診療所 渡辺所長 0826-28-2221

②保健所：広島県西部厚生環境事務所・保健所

広島支所保健課保健対策係 082-513-5521

③指定権者：広島県健康福祉局障害者支援課

指導検査グループ 082-513-3158

④地元自治体：安芸太田町健康福祉課 0826-25-0250

(4) 感染事例等の発生後は、必要に応じて関係者で協議を行い、感染症対策業務継続計画（B C P）等に則り、以下の「関係者への連絡」を速やかに行う。

①法人内：理事・監事、評議員（役員名簿による）

②利用者家族等：家族会名簿による

かけさん

③町内障害福祉サービス事業所：町社会福祉協議会、J O C A × 3

## 7. 指針の公表等

本指針は入所者・利用者及び家族等が希望した場合にすぐ閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

## 8. 変更・廃止手続

本指針の変更及び廃止は、理事会の決議により行う。

## 9. 附則

本指針は、令和6年3月26日から施行する。